

社会福祉法人宝珠会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宝珠会の役員、評議員ならびに評議員選任・解任委員会委員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事および監事をいう。

2 この規程でいう役員等とは、役員を含む評議員ならびに評議員選任・解任委員会委員をいう。

(会議の出席報酬等)

第3条 役員等が定時の会議に出席したときは、別表1により会議出席等報酬および実費弁償費を支払うことができる。

2 実費弁償費の算定基準は別表2に示す。

(理事および評議員の報酬)

第4条 理事の報酬の総額は各年度の総額が1,500万円を超えない範囲で、評議員会において定める。

2 理事長の役職手当は別表3により支給するものとし、基本給は別表4に定める社会福祉法人宝珠会役員等俸給表中の2等級を支給し、執務状況が良好の場合は、1年に1度、1号俸昇給するものとする。

3 業務執行理事の役職手当は別表3により支給するものとし、基本給は別表4中の1等級を支給し、執務状況が良好の場合は、1年に1度、1号俸昇給するものとする。

4 理事長及び業務執行理事の賞与は、常用職員への支給率に基づき支給する。

5 理事又は評議員が定時の会議出席以外で法人および施設の運営のために、理事会又は評議員会の命を受けてその業務に当たった場合は、別表1により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事の報酬の総額は各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において定める。

2 監事が定時の会議出席以外で法人および施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表5により監事監査指導報酬および実費弁償費を支払うことができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程の理事および評議員の報酬に関する改正は、評議員会の議決を経なければならない。

2 本規程の評議員選任・解任委員会委員の報酬に関する改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成19年6月4日より適用する。

2 平成26年3月24日 別表1改正

3 平成28年11月24日改正し、平成29年4月1日より適用する。

4 平成31年 3月 7日改正し、平成31年4月1日より適用する。

別表1：会議出席等報酬

名 称	報 酬 額
理事会出席報酬	5,000円
評議員会出席報酬	5,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	5,000円
会議以外の法人業務活動報酬	5,000円

別表2：実費弁償費（交通費等）

移動距離（片道：km）	実費弁償費（交通費）
0～ 5km 未満	500円
5～10km 未満	1,000円
10～15km 未満	1,500円
15～20km 未満	2,000円
20～25km 未満	2,500円
25～30km 未満	3,000円
30～35km 未満	3,500円
35～40km 未満	4,000円
40～45km 未満	4,500円
45～50km 未満	5,000円
50～50km 以上	5,500円

※ 移動距離の算定は、役員等の自宅から会議施設までの距離とする。

※ 同一日・同一施設にて開催された会議出席ならびに会議以外の法人業務を行った役員等の実費弁償費の算定は1回限りとする。

別表3：法人役職手当

名 称	報 酬 額
理事長	100,000円
業務執行理事	80,000円

別表4：社会福祉法人宝珠会役員等俸給表

	1等級	2等級
1号	242,400	259,100
2号	244,100	260,900
3号	245,900	262,800
4号	247,700	264,600
5号	249,200	266,200
6号	251,000	268,000
7号	252,800	269,800
8号	254,600	271,600
9号	256,300	273,400
10号	258,100	275,200
11号	260,000	277,100
12号	261,900	278,900
13号	263,500	280,600
14号	265,300	282,300
15号	267,000	284,000
16号	268,700	285,700
17号	270,400	287,400
18号	272,100	289,100
19号	273,800	290,700
20号	275,400	292,300

別表5：監事監査指導報酬

名 称	報 酬 額
監事監査指導報酬	13,000円